

# 労災保険・事業主の「特別加入」と新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度について

新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されている。茨城県では12月4日に新規感染者数が85人と過去最大を記録、県南方面を中心に感染者数が急増している。医療機関において事業主である開業医が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、2週間程度の休業を、症状悪化の場合は相当期間の休業を余儀なくされる可能性が高い。しかし、現時点ではその休業に対応する公的補償は確立されていない。

災害時の公的補償としては「労災保険」が存在し、新型コロナウイルス感染症の罹患についても労災の対象となることが今年4月に示されている（※令和2年4月28日 基補発 0428 第1号 厚生労働省労働基準局補償課長発信）。

その内容は、

- ・新型コロナウイルス感染について院内での感染か否かの判断は難しいため、調査により感染経路が特定されなくとも業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には労災保険給付の対象となる。
- ・具体的な取扱いとして、医療従事者の場合、患者の診療若しくは看護の業務等に従事する医師、看護師等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則、労災保険給付の対象となる。

とされている。

事業主である開業医が、万が一、業務上で新型コロナウイルスに罹患しても「被用者」ではないため労災保険の対象とはならない。しかし、事業主も労災保険の特別加入制度を活用することで、労災保険の補償対象となる。

## 労災保険の特別加入とは？

労災保険特別加入とは、通常、従業員のみ対象となる労災保険に、一定の要件を満たすことで事業主も加入できるもの（※事業主だが、従業員と一緒に現場で仕事をしている場合は万が一に備えて特別加入ができる）。

労災保険特別加入の条件として「ア.雇用する労働者に対して労働保険関係が成立している」「イ.労働保険事務組合に事務処理委託をしている」

## 新型コロナウイルス感染症医療従事者支援制度について

本制度は、新型コロナウイルス感染のリスクに立ち向かう医療従事者が安心して働けるように、そして医療提供体制を維持できるように創設された制度。公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する。日本国内の病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション等が加入できる。

補償内容は、新型コロナウイルス感染症に罹患し4日以上休業した場合は20万円を給付、死亡した場合は500万円を給付する制度となっている。

## 労災保険加入者が本制度の加入対象

本制度への加入は、労災保険加入が前提。労災保険に加入していない場合は制度加入することができない。事業主である場合は、労災保険に特別加入することで本制度に加入することができる。また、本制度の給付も労災保険と連動しており、新型コロナウイルス感染症に罹患し、労災保険適用となると本制度の給付の対象となる。

なお、個人単位では加入出来ず、「医療機関の医療資格者のみ」で加【保険料（1名あたり1年間）】

医療機関の種類（類型）	医療資格者等		医療資格者等以外
新型コロナ医療機関 A 類型：1および2	無料 国と医療団体の補助金充当		1,000円
新型コロナ医療機関 B 類型：3および4	国の補助対象者※	国の補助対象者以外	1,000円
	無料 国と医療団体の補助金充当	500円 医療団体の補助金充当	
上記以外の医療機関 類型：5	500円 医療団体の補助金充当		1,000円

医療機関の種類（類型）

1. 類型1: 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県より新型コロナ患者、疑い患者の受け入れを割り当てられた医療機関
2. 類型2: 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センター並びに都道府県から指定された発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（「診療・検査医療機関（仮称）」）
3. 類型3: 都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関  
※国の補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等
4. 類型4: 都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関  
※国の補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者等
5. 類型5: 上記類型1～4に該当しない病院、診療所（歯科診療所を含む）、介護医療院、助産所、訪問看護ステーション  
※病院、診療所については保険医療機関

ことが必要。イについて、医科の場合、所属できる労働保険事務組合が無い場合が多い。歯科の場合は、茨城県歯科医師会に労働保険事務組合がある。

事務処理委託できる事務組合が無い場合であっても、社会保険労務士事務所に労災特別加入の手続きを依頼することが可能となっている。特別加入には事務組合への入会金と社会保険労務士に事務委託する際の手数料が必要となる（※保険医協会の顧問社会保険労務士事務所でも労災保険特別加入の事務委託手続きを受付けている。事務委託手続きを希望される場合は保険医協会までご連絡を【☎029-823-7930】）。

## 事業主が特別加入した場合の補償は？

給付基礎日額として、特別加入する方の所得水準に見合った額を申請する。給付基礎日額に対する年間保険料は下表を参照。その他、障害や遺族給付等もある。

給付基礎日額（A）	保険料算定基礎額（B） = A × 365日	年間保険料 = B × 3/1000
25,000円	9,125,000円	27,375円
24,000円	8,760,000円	26,280円
22,000円	8,030,000円	24,090円
20,000円	7,300,000円	21,900円
18,000円	6,570,000円	19,710円
16,000円	5,840,000円	17,520円
14,000円	5,110,000円	15,330円
12,000円	4,380,000円	13,140円
10,000円	3,650,000円	10,950円
9,000円	3,285,000円	9,855円
8,000円	2,920,000円	8,760円
7,000円	2,555,000円	7,665円
6,000円	2,190,000円	6,570円
5,000円	1,825,000円	5,475円
4,000円	1,460,000円	4,380円
3,500円	1,277,500円	3,832円

入するか、「医療機関の医療資格者と医療資格者以外」で加入するかを選択することになる。

加入手続きは日本医療機能評価機構のホームページ（<https://jcqhc.or.jp/w-comp>）より行う。手続きはWEBのみで受け付けており、紙媒体での加入手続きは受け付けていない。

## 加入申込期間や保険料負担額について

本制度は日本医療機能評価機構を介して加入する。申込は4期に分かれ、いずれかの期間中に申し込む形となる。また、国や医療団体からの補助金が活用されており、負担しやすい保険料で制度加入できる。

【保険期間と募集期間】

	保険期間	申込・入金締切
1期	令和2年12月1日～令和3年12月1日	令和2年11月25日
2期	令和3年1月1日～令和4年1月1日	令和2年12月23日
3期	令和3年2月1日～令和4年2月1日	令和3年1月25日
4期	令和3年3月1日～令和4年3月1日	令和3年2月15日